**入　札　説　明　書**

令和元年札幌市告示第4414号に基づく入札については、札幌市契約規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　　　令和元年８月19日

２　契約担当部局

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所本庁舎14階

札幌市財政局管財部管財課事務係（財産管理担当）

電話番号　　　　(011)211-2222

ファックス番号　(011)218-5146

３　入札に付する事項

(1)　調達する役務名　　　　市有地現地調査業務

(2)　調達案件の仕様等　　　仕様書のとおり

(3)　履行期間　　　　　　　契約締結日から令和元年12月13日（金）まで

(4)　履行場所　　　　　　　市内全２０１箇所

(5)　入札方法

総価で行う。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の108分の100に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

なお、契約金額については、当該入札書記載額に10％相当額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

ただし、９月中に業務が完了する場合は、このかぎりではない。

４　競争参加資格

(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類の「一般サービス業」、中分類の「その他サービス業」に登録されているものであること。又は、平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス業）において、業種が大分類の「建設関連サービス業」、中分類の「測量業」に登録されている者であること。

(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6)　測量法（昭和24年６月３日法律第188号）第51条に規定する測量士補以上の有資格者１名以上を技術者として配置させられるものであること。

５　入札説明書に対する質問と回答

(1)　質問について

入札説明書および仕様書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(別紙３質問書)により、提出すること。

ア　提出期間

上記１の告示日から令和元年８月22日(木)まで

イ　提出場所

上記２の契約担当部

ウ　提出方法

書面は持参か、送付又はファックスにより提出すること。

ただし、持参する場合は、上記アの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前８時45分から午後５時15分まで。

(2)　回答書の閲覧

令和元年８月23日(金)以降、上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、財政局ホームページに掲載する。

６　入札書の提出方法等

(1)　契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記２に同じ。

(2)　入札日時及び入札場所

　日時　　令和元年８月30日（金)　10時00分

場所　　札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市役所財政局管財部契約管理課入札室（14階北側）

(3)　入札書の提出方法

入札書は、別紙１の様式にて作成し、上記６(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函(紙入札方式)すること。(送付及び電送による提出は認めない。)

(4)　入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5)　入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6)　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印しておくとともに、開札時までに委任状(別紙２)を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札についてほかの入札者の代理人を兼ねることができない。

(7)　開札

ア　開札は、入札後直ちに上記６(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙２)を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむをえない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

７　その他

(1)　入札保証金　免除

(2)　契約保証金　要

　　 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10（円未満切上げ）の契約保証金を、落札決定の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。

(3)　落札者の決定方法

ア　札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

　　落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

　　落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日)の翌日から起算して３営業日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記４に掲げる入札参加資格を有することを証する書類として、業務従事者名簿（仕様書第９号様式）及び、従事する測量士補以上の有資格者の資格を確認できる書類を、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙４）に添えて提出しなければならない。

　　なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

　　上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

エ　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4)　落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5)　免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合は、申出書(別紙５：共通‐第14号様式消費税及び地方消費税免税事業者申出書)を提出することとする。

(6)　契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。なお、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7)　契約書(案)　別紙６：役務‐第４号様式のとおり